

戸田建設グループ 調達ガイドライン

1. 法令・社会規範の遵守

事業活動を行うにあたって関連法令と社会規範を遵守する

- (1) 事業活動等を行う国、地域で適用される全ての関連法令や社会規範を遵守し高い倫理観に基づく行動を実践する。
- (2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力、団体との一切の関係を遮断し、不当な要求を受けた場合には断固として拒否する。
- (3) 自社及び取引先従業員からの内部通報窓口を整備する。通報者の権利を保護し、通報内容は企業行動の改善に繋げる。
- (4) 戸田建設グループの資産（設備、備品、ノウハウ等の有形、無形の資産）を適正に管理し、他社の知的財産権は適切な手続きのもとで使用し、侵害しない。
- (5) 政治家、公務員等（外国公務員等を含む）とは透明で健全な関係を維持し、汚職や贈収賄などの腐敗行為やそう見なされかねない行為は行わない。

2. 公平・公正な取引

公平、公正な姿勢で広く調達活動を展開し、取引先選定にあたっては品質、安全、コスト、納期に加え、環境対応、人事労務政策、技術力、資金力、事業者としての社会的信用及び継続的な改善に取り組む姿勢、経営状況等を総合的に勘案する。

- (1) 取引先とは条件を明示した適切な見積りと自由で公正な競争により透明性のある取引を行う。
- (2) 取引先に対して優越的立場を濫用し不当な利益や優遇措置を求める等の行為は行わない。
- (3) 事業活動、労働、安全衛生、環境活動、財務状況などの企業情報の適切な開示に努める。

3. 人権の尊重

戸田建設グループ人権方針に基づき、サプライチェーン全体において人権を尊重する

- (1) 基本的人権や人格・個性、多様性を尊重し、人種、性別、国籍、年齢、性的指向・性自認、宗教、信条、民族、障がい、身体的特徴、社会的身分、門地などを理由としたあらゆる差別、ハラスメント、不当な扱いを行わない。
- (2) 技能実習生を含む外国人労働者に対しては、関係法令に基づいて適切な労働時間の管理と賃金の支払いを行うとともに、旅券等の没収や金銭の不合理な徴収、劣悪な生活環境の強制等の違法又は不当な行為を行わない。
- (3) 労働基準法等労働関係法令の規定を守り、従業員の労働時間を適切に管理して過度な時間外労働を抑止するとともに、年次有給休暇の取得推進に努める。
- (4) 従業員に対しては、法定最低賃金など賃金に関する法規制を遵守したうえで可能な限り生活賃金以上の支払いに努めるとともに、経験や技能に見合った適切な賃金を支払う。また、賃金の不当な減額や控除は行わない。
- (5) 結社の自由、団体交渉権を尊重し、従業員の賃金と労働環境改善の要求には真摯に対応する。
- (6) 国内外を問わず、あらゆる形態の児童労働、強制労働を禁止する。
- (7) 事業を行う国や地域及び従業員の伝統や慣習を尊重し、妨げることはないよう十分に配慮する。

4. パートナーシップによる相互発展

サプライチェーンにおける情報、課題、問題の共有、解決図り、パートナーシップによる相互発展を目指す

- (1) 取引先との対話によるコミュニケーションの充実を図り、様々な課題や問題に対しては共有、協力して解決を図る。
- (2) 日常的に技術や工法等の改善を行い施工に活かすことで相互発展を目指す。
- (3) サプライチェーンにおける製品や原材料の情報を共有し、その情報を開示できるよう努める。
- (4) 企業活動を通じて蓄積された情報を共有及び有効活用し、市場環境の変化に的確に対応する。
- (5) 建設業の地位向上と発展のため人材育成の推進を図る。

5. 品質の確保

品質の維持、向上に最善をつくし、安全で快適な社会基盤づくりの一翼を担うとともに、お客さまの思いに応える物品・サービスの提供に向けて、顧客満足度 No.1 を目指す活動を推進する

- (1) 品質管理を確実に実施し要求品質を実現させる。
- (2) 製品、サービスの安全性を担保するとともに、不具合が発生した場合は速やかな報告と適切な処置を行う。
- (3) 常に技術と品質の向上に向け、持続的な新技術の開発に努める。

6. 環境への取組

物品・サービスのライフサイクル全体を考慮しサプライチェーンを含む環境負荷の軽減に取組み、持続可能な社会の実現に貢献する

- (1) サプライチェーン全般でグリーン調達を推進する。
- (2) 脱炭素社会の実現に向けて、調達する物品・サービスにおける温室効果ガスの排出量削減に向け、省エネルギーの推進および再生可能エネルギーを積極的に採用する。
- (3) 生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮し自然環境や水資源など周辺環境の保全と再生に努めるとともに、違法伐採材の利用回避などの取組みを推進する。
- (4) 廃棄物の適正処理に関する法令を遵守するとともに、循環型社会の形成に向けて3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。
- (5) 汚染の予防のため、法令で禁止された化学物質を含む製品を使用しないことに加えて、使用される化学物質の情報を管理しリスクの高い物質の使用を抑制する。

7. 安全衛生の確保

安全をすべての企業行動における「中心的価値」と捉え、戸田建設グループとともに労働災害ゼロを目指す

- (1) 災害防止活動を推進し労働災害の防止に努める。
- (2) 労働基準法等労働関係法令の規定を遵守し、心身の健康に配慮した職場環境を維持向上させる。

8. 情報セキュリティの確保

業務に関連して取り扱う、機密情報、個人情報、顧客情報のセキュリティの確保を徹底する

- (1) 情報セキュリティ関連の法令を遵守するとともに、個人情報、機密情報、顧客情報について管理体制を構築し情報漏洩を防止する。
- (2) 自社のコンピューターネットワークに対するウイルス等の防御策を講じ情報漏洩を防止する。

9. 災害時の対応

平時からBCP（事業継続計画）体制の維持に努め、災害発生時の復旧活動に貢献する

- (1) 平時から災害や感染症に備えたBCP（事業継続計画）体制を構築し訓練等により有効性の確認と改善を行い、有事の際のサプライチェーンの維持に備える。
- (2) 災害発生時には従業員とその家族の安全を最優先としたうえで会社施設等の被害の最小化に努める。また社会インフラや施工物件の応急処置等の救援、復旧活動に積極的に参加する。

10. 社会貢献活動

地域社会との融和に努め持続可能な発展のための社会貢献活動を行う

- (1) 地域社会との交流や環境保全活動など、事業を行う地域の住民やコミュニティに配慮した活動を通じて融和を図り、完成後の利用者も含めた地域社会の発展に協力する。
- (2) 近隣住民の安全安心に資する活動を実施し、施工プロセスによる地域社会や住民への健康と安全に関わる被害を無くす取組を行う。

11. 調達ガイドラインの推進について

調達ガイドラインを当社グループ従業員に周知、徹底するとともに取引先に対して遵守するよう働きかける

- (1) 戸田建設グループにおいて調達ガイドラインに記載されている取組事項を遵守するために社内体制を整備し、従業員への周知と実施の徹底に努める。
- (2) 取引先全体に調達ガイドラインの周知と浸透を図り、ガイドラインの遵守を働きかける。